

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、公民較差分として期末手当及び勤勉手当を次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	改定後	1.225	1.025	2.250	1.275	1.075	2.350	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R7	改定後	1.250	1.050	2.300	1.250	1.050	2.300	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	0.6875	0.4875	1.1750	0.6875	0.4875	1.1750	1.3750	0.9750	2.3500
	改定後	0.6875	0.4875	1.1750	0.7125	0.5125	1.2250	1.4000	1.0000	2.4000
	現行との差	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0250	0.0500	0.0250	0.0250	0.0500
R7	改定後	0.7000	0.5000	1.2000	0.7000	0.5000	1.2000	1.4000	1.0000	2.4000
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

2 勤勉手当の詳細

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
R6. 12	現行	1.025 +2 α +6f	1.025 +α +4f	1.025 +f	0.963	0.913	0.875
	改定後	1.075 +2 α +6f	1.075 +α +4f	1.075 +f	1.013	0.963	0.925
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
R7. 6 以降	改定後	1.050 +2 α +6f	1.050 +α +4f	1.050 +f	0.988	0.938	0.900
	現行との差	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025

(2) 再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
R6. 12	現行	0.4875 +2 α	0.4875 +α	0.4875	0.4605	0.4465	0.4385
	改定後	0.5125 +2 α	0.5125 +α	0.5125	0.4855	0.4715	0.4635
	現行との差	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250	0.0250
R7. 6 以降	改定後	0.5000 +2 α	0.5000 +α	0.5000	0.4730	0.4590	0.4510
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0125	0.0125	0.0125	0.0125

(3) 会計年度任用職員

支給期		支給月数
R6. 12	現行	1.025
	改定後	1.075
	現行との差	0.050
R7. 6 以降	改定後	1.050
	現行との差	0.025

※相対評価結果がない本務職員の取扱いと同様、第3区分相当として支給を行う。

※懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

3 実施時期

令和6年度分については、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和7年度以降分については、令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

○令和6年12月期

ア 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

(原資) 1.075月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5級相当	1～3級
第1区分	1.163	1.199
第2区分	1.132	1.156
第3区分	1.088	1.094
第4区分	1.013	1.013
第5区分	C 0.963	0.963
	D 0.925	0.925

イ 再任用職員

(原資) 0.5125月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5級相当	1～3級
第1区分	0.5165	0.5165
第2区分	0.5145	0.5145
第3区分	0.5125	0.5125
第4区分	0.4855	0.4855
第5区分	C 0.4715	0.4715
	D 0.4635	0.4635

ウ 会計年度任用職員

(原資) 1.075月

	支給月数
課長代理級相当以下	1.075

・令和6年度に限り、評価対象期間における懲戒処分等の反映は行わない。

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。